

「滞在型市民農園（鹿児島市観光農業公園内）9区画」使用者募集要領

（平成29年4月）

グリーンファーム（鹿児島市観光農業公園）内の滞在型市民農園は、専用の簡易宿泊所（ラウベ）を備え、豊かな自然の中でゆったりと農業を楽しめる施設です。

この度、9区画に空きが生じたことから、使用者を募集するものです。

◇施設の場所

鹿児島市喜入一倉町5809番地97（別添地図参照）

◇募集対象者

個人または団体（市外を含む）

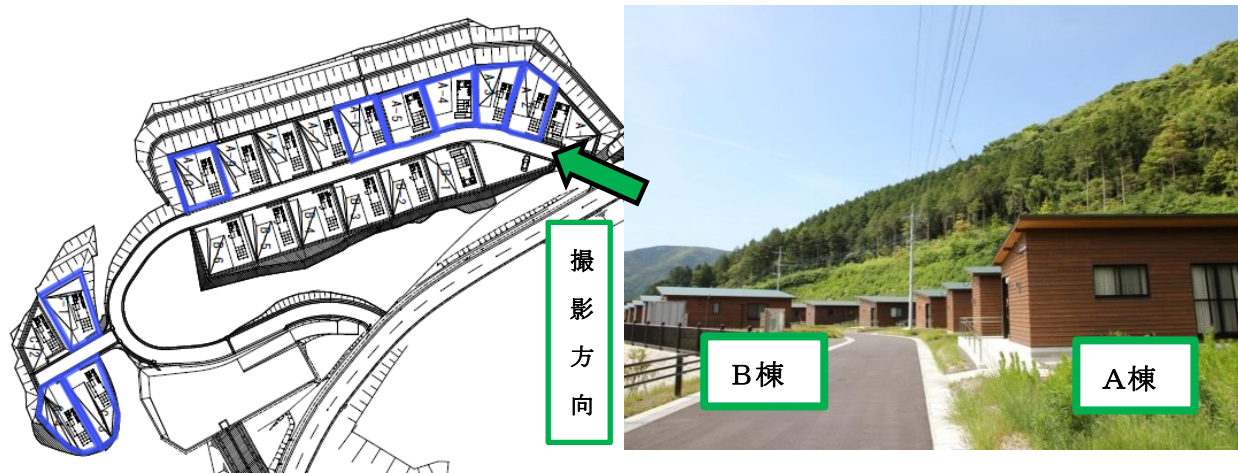
◇募集区画

区画番号	使用料（年額）	区画面積 （簡易宿泊所を含む）	使用期間
A-2	222,000円	165.6㎡	1年（年度）更新で、 最長3年間
A-3	222,000円	164.4㎡	
A-4	224,400円	178.4㎡	
A-5	223,200円	168.9㎡	
A-6	220,800円	158.5㎡	
A-10	222,000円	166.3㎡	
C-1	231,600円	216.7㎡	
C-3	229,200円	202.6㎡	
C-4	226,800円	192.5㎡	

※光熱水費等は、別途自己負担となります。

※29年度使用料につきましては、お問い合わせください。

【区画図面】



◇使用期間

使用許可を受けた日から平成30年3月31日まで（3年を超えない範囲で更新可）

◇申込方法

所定の申請書を、直接持参、郵送又は電子メールにて以下の申込先へ提出して下さい。

※ 申請書は、鹿児島市観光農業公園管理棟に準備してあるほか、ホームページからもダウンロードできます。

◇使用予定者の決定

先着順にて使用予定者を決定します。

◇その他

- (1) 使用予定者は、市から使用許可を受けたのち、所定の使用料を指定する期日までに納入していただきます。
(特別な理由がない限り、使用料金の払い戻しは行いません。)
- (2) 滞在型市民農園の作付け指導などを行う、市の嘱託職員を配置しています。
- (3) 簡易な農具（クワ、スコップ等）・小型管理機は貸し出しできます。（ただし、数に限りがあります。）
- (4) 滞在型市民農園の使用にあたっては、この募集要領のほか、鹿児島市観光農業公園条例及び同条例施行規則等を遵守して下さい。
- (5) 簡易宿泊施設のため、生活の根拠地とすべき施設ではありません。

◇申込先・問い合わせ先

〒891-0204

鹿児島市喜入一倉町5809番地97

グリーンファーム（鹿児島市観光農業公園）

T E L : 099-345-3337

Eメール：kankonogyo@city.kagoshima.lg.jp

※ 直接持参による申込み及び問い合わせは、毎日、午前9時から午後5時まで、上記にて受け付けます。

※ グリーンファーム（鹿児島市観光農業公園）のホームページアドレスは以下のとおり

URL：<http://kankonogyo-park.jp/>

鹿児島市観光農業公園位置図

